

別表第2 &lt;扶養義務者費用徴収基準&gt;

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A 生活保護法による被保護者(単給を含む。)		0円
B A階層を除き前年度分の市町村民税非課税の者		0
C1	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500
C2	年分の所得税非課税の者 前年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者で 30,000円以下	9,000
D2	30,001～80,000円	13,500
D3	80,001～140,000	18,700
D4	140,001～280,000	29,000
D5	280,001～500,000	41,200
D6	500,001～800,000	54,200
D7	800,001～1,160,000	68,700
D8	1,160,001～1,650,000	85,000
D9	1,650,001～2,260,000	102,900
D10	2,260,001～3,000,000	122,500
D11	3,000,001～3,960,000	143,800
D12	3,960,001～5,030,000	166,600
D13	5,030,001～6,270,000	191,200
D14	6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

(注1) この表のC1階層における「均等額の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「均等割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(注2) D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第9号)附則第18条

(注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注4) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(その被措置者が別表第1又は別表第2により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(注5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。